

教育振興基本計画について

1. 計画の概要

(1) 策定の趣旨

①教育振興基本計画は、教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、教育基本法によって地方公共団体には策定が努力義務とされています。

②策定にあたっては、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて定めることとされています。実務上は、埼玉県教育振興基本計画を参考にしています。

(2) 過去の策定状況

①深谷市では、平成24（2012）年3月に第1期計画を策定し、郷土の偉人・渋沢栄一翁の生涯を貫いた精神を基にした「立志と忠恕の深谷教育」を基本理念に掲げ、教育の振興に取り組んできました。

②平成30（2018）年2月に策定した第2期計画においてもこの理念を継承し、子供から大人まですべての市民が「ふるさとを愛し、夢をもち志高く生きる」ことができる地域社会の実現に向けて、様々な教育施策を展開しています。

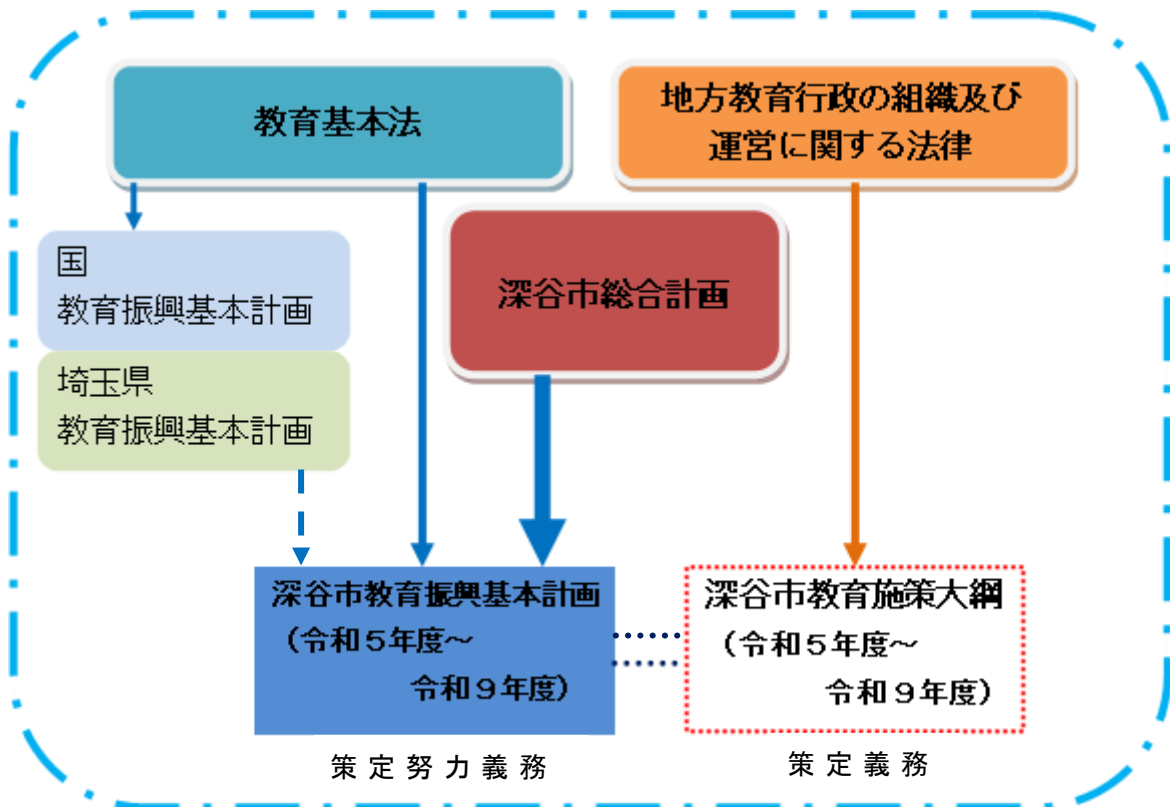
(3) 次期計画策定について

①第2期計画が令和4年度をもって終了します。第2期5年間の成果と課題を検証し、「立志と忠恕の深谷教育」の更なる推進を図るために、現在、教育委員会において令和5年度を始期とする第3期計画を策定しています。

2. 計画の位置づけ

- ① 深谷市教育振興基本計画は、深谷市総合計画後期基本計画の下位の個別計画という位置づけになります。
- ② 教育分野における教育委員会が定める計画としては、最上位に位置づけられる計画となります。

【イメージ図】



※計画期間は、深谷市総合計画後期基本計画と合わせて、5年間（令和5年4月～令和10年3月）とする予定です。

3. 計画の構成

① 基本的な構成は、現行計画と同様とすることで調整中です。

第3期計画の構成（案）

第1章 総論

- 1 はじめに
 - (1) 計画策定の趣旨
 - (2) 計画の位置づけ
 - (3) 計画期間
- 2 教育を取り巻く社会の動向
 - (1) 人口減少と少子高齢化の進行
 - (2) 技術革新などの社会の急激な変化
 - (3) 持続可能な社会づくりの進展
 - (4) 社会経済情勢の急激な変化
 - (5) 家庭・地域コミュニティの状況の変化
 - (6) 新型コロナウイルス感染症の影響
- 3 第2期計画の成果と課題

- 4 深谷市が目指す教育の姿
 - (1) 基本理念
 - (2) 視点
 - (3) 基本目標



大綱に
位置付け

第2章 各論

施策体系

第3章 計画の推進

- 1 計画の推進に向けた体制
- 2 進捗状況の点検及び計画の見直し
- 3 成果指標

資料

- 1 用語解説
- 2 深谷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- 3 策定までの経緯